

仕様書

- 1 件 名 府中市役所庁舎（おもや）簡易証明写真機設置場所貸付
- 2 場 所 府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所庁舎（おもや）
- 3 設置位置 別紙のとおり
- 4 面 積 1. 1 m²以内
- 5 期 間 令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

6 条 件 等

（写真機の設置）

- (1) 市は、市民など来庁者の利便等を図るため、事業者写真機設置を依頼し、庁舎敷地内にその設置場所を提供する。
- (2) 事業者は、自己の負担と責任により、市が指定する場所に写真機を設置する。
- (3) 事業者は、写真機を設置するときは、事前に設置方法を市に説明し、その承諾を受けるものとする。
- (4) 利用マニュアルを機器の内部に設置する

（契約と電気料）

- (1) 事業者は、写真機設置場所の賃貸借契約を市と締結し、その契約に定める貸付料を支払わなければならない。
- (2) 貸付料は、消費税込み売上金の〇〇パーセントの金額とする。
- (3) 契約期間は、上記設置時期と同じとする。
- (4) 事業者は、写真機に係る電気料を負担しなければならない。（子メーターを設置）

（維持管理等）

- (1) 写真機の設置、維持管理、保守、撤去及び原状回復にかかる費用は、全て事業者負担するものとする。
- (2) 事業者は、写真機の毀損及び汚損、又は不測の事態が生じた場合、速やかに修復されるよう適切な処置を取らなければならない。
- (3) 市の責によることが明らかな場合を除き、写真機の破損等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、事業者は、写真機の破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費

用は事業者が負担するものとする。

（写真機の機能）

- (1) 以下の用途に対応する写真サイズ機能を備えているものとする。
 - ア 住民基本台帳カード用
 - イ 外国人登録申請用
 - ウ 運転免許証用
 - エ パスポート用
 - オ 履歴書用
 - カ 個人番号カード用
- (2) 多言語に対応していること。
- (3) 個人番号カード交付申請に対応していること（個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書の QR コードをバーコードリーダーにかざす等により、顔写真を撮影後に送信できること）。
- (4) 遠隔システムでリモート管理でき、かつ、証明写真データを PC やスマートフォンにダウンロードできる機能を持つこと。
- (5) 電源を自動でオンオフでき、稼働時間を任意設定できること。

（事業者の業務）

- (1) 事業者は売上げ状況を毎月末日で取りまとめ、翌月の 10 日までに、売上報告書を提出する。